

- (5) 大学の広報に関すること。
 (6) 外部資金に関すること。
 (7) 大学改革に関すること。
 第5条教務課の項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。
 (6) 外国語教育センターに関すること。
 第5条学生課の項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。
 (8) 大学の国際交流に関すること。
 第8条第1項中「総務企画課長」を「総務課長」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。
 2 学長は、局長専決事項の一部を指定して、次長に当該事項を専決させることができる。
 別表局長専決事項の欄第17号中「300万円」を「1,000万円」に改め、同表同欄中第20号を第22号とし、第19号の次に次の2号を加える。
 (20) 収入に関すること。
 (21) 支出命令に関すること。
 別表中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。
 附 則
 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県訓令第22号

本庁各部課（総室・室）
各地方出先機関

熊本県福祉総合相談所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成15年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県福祉総合相談所処務規程の一部を改正する訓令
 熊本県福祉総合相談所処務規程（平成元年熊本県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「相談課」を「児童相談課」に、「婦人・障害係」を「児童第三係」に、「心理判定係」を「心理判定第一係、心理判定第二係」に改める。

第5条障害相談課の項第2号中「相談及び指導」の次に「のうち、専門的な知識及び技術を必要とするもの」を加え、同号を同課の項第4号とし、同課の項第1号中「相談及び指導」の次に「のうち、専門的な知識及び技術を必要とするもの」を加え、同号を同課の項第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

(1) 身体障害者更生援護施設への入所等に係る市町村相互間の連絡調整、情報の提供その他必要な援助及びこれらに付随する業務に関すること。

(2) 知的障害者援護施設への入所等に係る市町村相互間の連絡調整、情報の提供その他必要な援助及びこれらに付随する業務に関すること。

第5条判定課の項第4号中「身体障害者更生援護施設への入所等に係る市町村の連絡調整等及び」を削り、「指導」を「助言」に改める。

第6条第16号中「300万円」を「1,000万円」に改め、同条中第21号を削り、第22号を第21号とし、第23号を第22号とする。

附則第2項第1号中「熊本県婦人相談所」を「熊本県女性相談センター」に改める。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県訓令第23号

本庁各部課（総室・室）
各地方出先機関

熊本県農業研究センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成15年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県農業研究センター処務規程の一部を改正する訓令
 熊本県農業研究センター処務規程（平成元年熊本県訓令第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「課、室及び部」を「課及び室」に改め、同条第4項中「部」を「室」に、「研究室及び試験地」を「試験地」に改め、同条に次の1項を加える。

5 生産環境研究所病害虫研究室に病虫研究係及び予察指導係を置く。

第3条に次の1項を加える。

6 係に係長を置くことができる。

第4条第11項中「参事」を「係長及び参事」に改める。

第6条第1項第1号中「所属職員の担当事務」を「各部及び各研究所の分担事務」に改め、同項第16号中「300万円」を「1,000万円」に改め、同項第20号を同項第22号とし、同項第19号の次に次の2号を加える。

(20) 収入に関すること。

(21) 支出命令に関すること。

第6条第2項中「企画経営情報部長」を「企画調整部長」に改め、第6号を第7号とし、